

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年12月18日（平成30年（行情）諮問第613号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第541号）

事件名：特定遺言者に係る遺言公正証書作成に関する文書の不開示決定（存否  
応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存  
否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）  
3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月10日付け総第3  
31号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不  
開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 遺言公正証書（特定年特定番号）（以下「本件遺言公正証書」とい  
う。）が特定年月日A付けで作成され、遺言者は特定年月日Bに死亡  
した。

(2) 本件遺言公正証書は既に相続人に提示され、また所有権移転登記が  
なされており個人の氏名、生年月日、住所等を開示したとしても法5  
条1号に該当しない。

#### (3) 法5条1号の除外事由

個人情報に該当する場合であっても、法5条1号イ、ロ、ハに該当  
する場合は、開示されることとなる。

イ 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすること  
が予定されている情報」については、開示しても個人の権利利益が  
侵害されることはないとして、開示される。

ロ 「人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公にすることが  
必要であると認める情報」についても、こうした利益の保護を優先  
する観点からも開示される。

ハ 「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、  
政府の諸活動を説明する責務を全うするため、仮に当該公務員が識

別される結果になるとしても例外的に開示されるものとされている。

#### (4) 結語

以上から、本件不開示は、法5条1号に該当しないのであるから、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

審査請求人は、処分庁に対し、本件対象文書につき法4条1項の規定に基づく行政文書の開示請求（平成30年7月13日付け受付第261号。以下「本件開示請求」という。）を行った。

処分庁は、本件開示請求について、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することとなるため、不開示の決定（原処分）を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件遺言公正証書が既に相続人に提示され、また所有権移転登記がされていることから、法5条1号に該当しないとして、原処分の取消しを求めている。

#### 3 原処分の妥当性について

##### (1) 前提

公正証書とは、私人からの嘱託に基づき、公証人がその権限に基づいて作成する文書であるところ（公証人法（明治41年法律第53号）1条1号）、公証人が不在の地域については、同法8条に基づき、法務局の事務官が公証人の職務を行うことができるとされており、本件開示請求は、同条に基づき、特定地方法務局特定支局の事務官により作成された公正証書を対象としている。

##### (2) 原処分の妥当性

本件開示請求は、個人を特定して行われていることから、文書の存否を応答することは、特定の個人が、特定地方法務局特定支局に対して、本件遺言公正証書作成の嘱託を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当するところ（法5条1号）、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるといえないほか、公務員の職務遂行に係る情報に該当するとも認められないため、同号ただし書イ、ロ及びハに規定する情報には該当しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を不開示決定とした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月22日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、公証人法8条の規定に基づき、特定地方法務局特定支局の事務官が特定個人を遺言者とする本件遺言公正証書を作成したことを前提に、これに関する一切の文書及び書類の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定地方法務局特定支局に対して遺言公正証書作成の嘱託を行った事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるところ、当該情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

なお、審査請求人は、本件遺言公正証書作成の嘱託を行った遺言者は既に死亡しており、本件遺言公正証書は相続人に提示され、また所有権移転登記がなされており、個人の氏名、生年月日、住所等を開示したとしても法5条1号に該当しない旨主張するが、同号の「個人」については、法が特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことからみて、

生存する個人のみならず，死亡した個人も含まれると解するのが相当であり，したがって，審査請求人の主張は採用できない。

(3) 以上によれば，本件対象文書は，その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定に基づき，その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については，当該情報は同号に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定地方法務局特定支局特定年特定番号遺言公正証書作成（遺言者 特定個人）に関する一切の文書及び書類。